

入園申込みに必要な書類

I 【新規、認定区分変更の方】

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書
申込児童(新規入所)の健康状況に関する調査票

【継続利用の方】

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定現況届

※職業欄はすべて記入してください。(職場及び学校名まで)

※別居の父母、きょうだいがいらっしゃる方は、備考欄にご記入ください。

※新規入園希望の方は個人番号が確認できるものをご持参ください。

(個人番号カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等)

新規申請はこちら



II 家庭保育を出来ないことを証明する書類

【対象者】保護者(父・母)、同居の祖父母(60歳未満の方のみ)

【対象外】同居の祖父母(60歳以上) おじ・おば

1. 会社勤務(パートなど)・自営業・内職 (月48時間以上の就労)
就労証明書 【自営業】自営を証明する書類の提出が必要です。 (直近の確定申告書(写)等の収入を証明するものや営業許可証(写)開業届(写)等) 【農 業】農業所得申告がある方と専従者のみ。農業を証明する書類の提出が必要です。 (直近の確定申告書(写)等の収入を証明するもの) ※令和9年度の証明。年度途中で期限が切れる場合は再提出が必要です。
2. 出産
申立書、母子手帳のコピー (入所期間は、出産予定日の前後おおむね8週間ずつとなります。)
3. 病気
通院・入院申立書
4. 祖父母等の介護
介護(看護)証明書 (障がい者手帳等のコピーが必要です。)
5. 求職中
求職活動申立書、ハローワーク受付票のコピー (求職活動での保育認定期間は年度内で3ヶ月間となります。求職活動の延長は原則できません。)
6. 育児休業中(継続利用のみ)
育児休業証明書 ※年度の途中で育児休業に入られる場合は、出産後1ヵ月を目途に育児休業証明書を提出してください。

※提出書類の様式は市役所2F こども未来課、各保育園又は各認定こども園にあります。
武雄市役所ホームページからもダウンロードできます。

- 記入漏れや内容についての疑義がある場合は、電話での問い合わせや訪問調査をすることがありますので、あらかじめご了承ください。

※実施内容の変更、支給認定区分の変更等について・・・提出された申請の記載事項に変更があった場合は、速やかにこども未来課に届け出てください。変更内容は20日までに届出されたものが翌月から適用されます。月途中での変更はできません。

Ⅲ 次に該当する場合は、それぞれの資料を必ず提出してください。

(「※」の表示がされている箇所は、申請書・現況届に個人番号(マイナンバー)が記載されている場合省略可)

ひとり親の場合	「児童扶養手当証書(写)」※ または「ひとり親家庭等医療費受給資格証(写)」※
住民票上別居していて、 現在離婚調停中の場合	離婚調停中を証明する公的な書類 (裁判所からの証明または期日呼出状)
入所児童に障がいがある場合	「特別児童扶養手当受給証明書(写)」※ 「障がい者手帳(写)」※または「療育手帳(写)」※
同居親族に障がい者がいる 場合	「障がい者手帳(写)」※または「療育手帳(写)」※

☆転入の方について

- ・税情報については、前住所地に確認させていただきます。保育料算定等に係る情報が確認できない場合は、所得課税証明書を提出していただく場合があります。(令和8年1月1日の住所地で確認)
- ・単身赴任等で住所が武雄市にない場合も同様です。
- ・3歳以上児についても、副食費徴収又は免除の決定の際に税情報が必要となります。

☆税情報が確認できない場合

- ・暫定的に市が定める保育料を適用し、税情報確認後に改めて算定を行います。納付された保育料の差額は遡って追徴または還付となります。
- ・副食費についても暫定的に徴収の対象となり、税情報確認後に徴収又は免除の決定を行います。

年度途中での転園は原則認めていません。

入園後、「合わない」「思っていたのと違った」等がないように、必ず見学・説明を受けてください。

【問合せ先】

武雄市こども教育部こども未来課

TEL 0954-23-9215